市長会見の項目（概要）

と　き：令和２年７月９日(木)14：00～
ところ：市政記者室

■　新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免について

＜担当：政策企画室企画部政策企画担当　電話：06－6208－9710＞

【フリップあり】

◆ 新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた、本市施設利用者負担の軽減を目的に、本市施設の使用料・利用料金の減免を行う。

◆ 対象施設は、本市行政財産の屋内施設で、各区の区民センターや生涯学習センター、男女共同参画センターなど83か所である。

◆ 対象者は、個人による利用や法人・団体による利用を問わず、すべての利用者とする。

◆ 適用条件は、施設の利用にあたり、収容定員の縮小や間隔の確保などの利用制限(※)を受けていることで、イベントや集会等の有料・無料を問わない。

◆ スポーツセンターや体育館のスポーツ施設において、集会や観客を伴うスポーツイベントなどでは、収容定員の縮小や間隔の確保などの利用制限を行っており、減免適用の対象となる。

◆ しかし、利用者自らがスポーツ活動を行う場合は、収容定員による制限は行っていないため、減免適用の対象外とする。

（※「利用制限」とは、施設の利用にあたって、本市が収容定員の半分以内の制限や間隔（できるだけ２ｍを目安に、最小１ｍ）の確保など、利用者に負担が生じる感染防止策（換気やマスク着用等は非該当）を講じること）

◆ 減免率は、原則、規定の使用料・利用料金の５割を免除とする。

◆ 減免期間は、令和２年７月15日（水）から令和３年３月31日（水）までとし、７月15日（水）以降に対象施設を利用する予定の方で、すでに使用料・利用料金を納付している方については、申請を行っていただければ還付の手続きを行う。

◆ 本市施設の利用にあたって、市民の皆さまには、引き続きご負担をおかけすることになるが、施設使用料・利用料金の減免を行うので、イベントや集会等を実施される際には、是非ご利用いただきたい。

＜参考＞

対象施設　83 か所

・区民センター・会館等の区役所附設会館（33 か所）
・男女共同参画センター（４か所）
・中央公会堂
・芸術創造館
・陳列館ホール
・水の館ホール
・社会福祉研修・情報センター
・生涯学習センター（３か所）
・クラフトパーク
・青少年センター
・こども文化センター
・スポーツセンター（24 か所）
・体育館（３か所）
・社会福祉センター
・障がい者スポーツセンター（２か所）
・長居ユースホステル
・大阪産業創造館
・住まい情報センター
・西成市民館
・阿倍野防災センター